千葉市奨励品目選定要領

１　趣旨

この要領は、千葉市農業基本計画で定められた農業振興の目標を達成するための奨励品目を選定し、これに必要な事項を定めたものである。

２　奨励品目の選定

奨励品目は、次のとおりとする。

野菜　ニンジン、ネギ、ホウレンソウ、コマツナ、キャベツ、ラッキョウ、イチゴ、

トマト（ミニトマト）

作物　ラッカセイ、サツマイモ、飼料作物（飼料用米を含む）

花き　鉢花

果樹　ナシ

３　育成、指導

奨励品目の産地形成を図るため技術指導、経営指導等の営農指導を積極的に推進するものとする。

４　助成

奨励品目の産地形成を積極的に推進するため、予算の範囲内で別に定める千葉市農林関係補助金交付要綱により助成するものとする。

５　その他

必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成１３年１２月２８日から施行し、平成１３年度分から施行する。

附　則

この要領は、平成２２年４月１日から施行し、平成２２年度分から施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度分から施行する。

附　則

この要領は、令和６年３月１日から施行し、令和６年度分から施行する。